

備考

.....

.....

.....

.....

.....

注意事項

- 1 取引の關係者から贈収があったとき、又は重要事項説明のときは、本監を提示すること。
- 2 登録が消除されたとき、又は本監が失効したときは、遅やかに本監を返納すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、遅やかに本監を提出すること。
- 4 本監は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本監を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。